

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（４２）

2. 日時：令和２年１０月６日（火）１０：００～１２：００

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、

片野安全審査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、山本技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他１２名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、設置許可基準規則第５３条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）、第１９条（反応度制御系統）及び第５９条（原子炉停止系統）について、配布資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- （１）第５３条の炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置の審査に入る前に、前回、９月２９日の第３７５回審査会合で求めた常陽の深層防護の考え方を確認する必要がある。実用炉の深層防護の考え方を参考に、常陽における考え方を次回のヒアリングで説明をすること。
- （２）深層防護を説明する上で多重故障のみに着目するのではなく、Ssを超える地震等により炉心損傷や格納容器破損に直結する事故シーケンスについても検討すること。
- （３）今回、第５３条のATWSに関する炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置について説明があったが、一度の審査会合で議論可能な分量や資料構成で

はないため、審査会合を円滑に進めるために資料構成、説明の進め方を工夫する必要がある。

- (4) 第19条及び第59条について、制御棒の地震時における挿入性や制御棒駆動系の共通原因故障の防止に関する考え方が説明された。これらは重要な論点になるため、なるべく早期に審査会合の指摘事項を明確にできるよう進める。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料

資料1：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書（その2：炉心損傷防止措置）

資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）に係る説明書（その3：格納容器破損防止措置）

資料3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第19条（反応度制御系統）に係る説明書

資料4：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第59条（原子炉停止系統）に係る説明書